

「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」パンフレット制作業務に係る 委託予定者選定委員会評価基準

1 目的

「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」パンフレット（以下、「パンフレット」という。）制作業務に係る受託予定者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

2 評価方法

事業者から提案書等の提出を受け、以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、業務委託予定者を1者選定する。

3 評価項目

(1) 価格点（10点）

以下の表に基づいて見積もり金額を点数化する。（小数第2位を四捨五入）

見積額	価格点
最低価格を提示したもの(a)	10点
上記以外の者(b)	(a)価格÷(b)価格×10点

(2) 提案内容（50点）、広報戦略点（30点）、体制等（10点）、追加項目点（5点）

提案資料の内容及びヒアリング結果に基づき、各選定委員が採点を行い、その平均を提案者の点数とする。

ア 評価項目及び配点

「(別紙4) 提案内容評価表」に基づき採点を行う。

イ 評価方法

(ア) 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を以下の4段階で評価する。

判定	評価	項目評価点
A	本市の要求水準を上回っており、優れている。	5点
B	記述に具体性があり、本市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。	3点
C	記述に具体性がない	1点
D	記述がない、又は本市の要求の意図に反している	0点

(イ) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目毎に加重点を設定する。

(例) 5点（評価点）×4点（項目加重点）＝20点（項目評価点）

(ウ) 減点について

提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

ウ 追加項目点

事業者が、市内中小企業である場合は、合計点数に5点を計上する。

4 委託予定者の決定方法

評価項目の各点数の合計点が最も高いものを委託予定者とする。

ただし、見積価格が実施要領「3(3)委託金額(上限)」を超えている場合については失格とし、評価対象外とする。

なお、合計点が60点に満たないものは最も高い点数であっても委託予定者としない。